

「世界コンピュータ将棋選手権 新ライブラリ規程」

2013 年 12 月 21 日制定

2014 年 1 月 28 日改訂

2016 年 12 月 14 日改訂

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 本規程は、選手権ルール第 7 条で規定されているライブラリについて、以下の目的を満たすため、その位置づけ、運用などの細則を明らかにする。

- 一 選手権において全ての参加者が自由に使用可能なライブラリを明確にする。
- 二 新規参加への敷居を下げて選手権をこれまで以上に発展させる。
- 三 研究開発成果を蓄積してコンピュータ将棋のさらなる進歩を促進する。
- 四 指し手の決定に関連する一部のみの研究開発でも成果を選手権でアピールできるようにすることにより研究開発へのモチベーションを上げる。

第 2 章 ライブラリ

（定義）

第 2 条 ライブラリとは、将棋の指し手の生成に関わるプログラムで、以下の登録手続きにより公開されたプログラム全般を指す。

（登録）

第 3 条 ライブラリは、そのコードを作成した者（以下、「作成者」という。）からの申請（以下、「登録申請」という。）に基づき、無監査で登録される。

（公開）

第 4 条

- 1 ライブラリは、第 5 条による公開の停止又は登録の取消がなされない限り、登録された時点（以下、「登録日」という。）のもの（以下、「登録バージョン」という。）が、CSA のウェブサイトにて恒久的に公開される。
- 2 作成者は、登録バージョンと異なるバージョンのプログラムの CSA のウェブサイトでの公開を申請（以下、「バージョンアップ申請」という。）することができる。
- 3 作成者は、CSA のウェブサイト以外に、ライブラリを公開するウェブサイト（以下、「作成者指定サイト」という。）を指定することができる。
- 4 作成者は、作成者指定サイトにおいて、登録バージョンと異なるバージョンのプログラムを申請なく自由に公開することができる。但し、作成者指定サイトにおいて登録日以降に公開されたことの

あるすべてのバージョンのプログラムは、登録バージョンと同等に扱われる。なお、作成者は、作成者指定サイトにおいて、ライブラリとそれ以外のプログラムとの混同が起きないようにするものとする。

（公開の停止）

第5条

- 1 以下の4項目のいずれかに当てはまる場合、運営委員会の決定で予告なく CSA のウェブサイトにおける公開の停止又は登録の取消を行うことがある。
 - 一 法律違反の疑義が発生した場合
 - 二 ウイルスや悪意あるコードが混入している場合
 - 三 選手権を終了する場合
 - 四 その他、運営委員会が必要と認めた場合
- 2 作成者が、理由を記して、公開の停止を希望した場合、CSA のウェブサイトでの一年間の公告の後、その公開を停止することがある。
- 3 前項にかかわらず、作成者は、作成者指定サイトにおいて、自由に公開を停止することができる。
- 4 作成者が、理由を記して、登録の取消を希望した場合、CSA のウェブサイトでの一年間の公告の後、その登録を取り消すことがある。
- 5 公開の停止及び登録の取消に関するクレームは運営委員会が受け付ける。

第3章 申請

（登録申請手順）

第6条

- 1 登録申請は、運営委員会に対して、電子メールで行う。
- 2 登録申請メールには、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 申請ライブラリ名、及び申請者の氏名。
 - 二 申請者の現住所。
 - 三 申請ライブラリのコードの開発に主要な貢献をしたすべての人の氏名。
 - 四 申請ライブラリ（利用条件・ライセンス含む）の本体。（但し、インターネットからダウンロード可能な URI を明記すれば、添付しなくて良い。）
 - 五 印刷して A4 一枚になる程度の機能説明。但し、申請ライブラリが別のライブラリをもとにして改変を加えたものの場合、もとのライブラリを明らかにした上で、改変を加えた部分の説明を明記すること。
 - 六 作成者指定サイトがある場合、その URI
- 3 登録申請が受理された場合、前項の第一、三、四、五、六号は CSA のウェブサイトで開催日を明記して公開される。
- 4 登録申請は随時受け付ける。

(バージョンアップ申請手順)

第7条

- 1 バージョンアップ申請は、運営委員会に対して、電子メールで行う。
- 2 バージョンアップ申請メールには、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 申請ライブラリ名、申請バージョン名、及び申請者の氏名。
 - 二 申請者の現住所。
 - 三 申請ライブラリのコードの開発に主要な貢献をしたすべての人の氏名。
 - 四 申請ライブラリ(利用条件・ライセンス含む)の本体。(但し、インターネットからダウンロード可能な URI を明記すれば、添付しなくて良い。)
- 3 バージョンアップ申請が受理された場合、前項の第一、三、四号は CSA のウェブサイトで公開日を明記して公開される。

(選手権における使用)

第8条 選手権におけるライブラリの使用については、選手権ルールにて規定する。

(ライブラリ使用に関する不利益)

第9条 ライブラリを使用したことによる不利益については、CSA 及び運営委員会はその責めを負わないものとする。

附則

(施行期日)

第1条 本規程は、2016年12月14日から施行する。